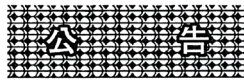


選挙管理委員会



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。
 なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部総合政策課、長野県松本地域振興局及び塩尻市役所において一般の閲覧に供します。

令和3年4月5日

長野県知事 阿部 守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)
農業地域	463,530	34.2	463,517	34.2

総合政策課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和3年4月5日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の 名称	調査を行った 時期	成果の名称	調査を行った 地域	認証年月日
佐久市	平成23年度から 平成28年度まで	地籍簿及び 地籍図	上小田切の一部	令和3年3月31日
佐久市	平成27年度から 平成28年度まで	地籍簿及び 地籍図	田口の一部	令和3年3月31日
南佐久郡佐久穂町	平成20年度から 平成21年度まで	地籍簿及び 地籍図	大字上の一部	令和3年3月31日
南佐久郡川上村	平成30年度から 令和2年度まで	地籍簿及び 地籍図	大字秋山の一部	令和3年3月31日
茅野市	平成30年度から 令和元年度まで	地籍簿及び 地籍図	玉川の一部	令和3年3月31日
上伊那郡飯島町	平成26年度から 平成27年度まで	地籍簿及び 地籍図	田切の一部	令和3年3月31日
下伊那郡阿南町	平成25年度から 令和2年度まで	地籍簿及び 地籍図	和合の一部	令和3年3月31日
下伊那郡阿南町	平成26年度から 平成27年度まで	地籍簿及び 地籍図	和合の一部	令和3年3月31日
下伊那郡大鹿村	平成30年度から 令和元年度まで	地籍簿及び 地籍図	大字鹿塩の一部	令和3年3月31日
木曾郡南木曾町	平成29年度から 平成30年度まで	地籍簿及び 地籍図	田立の一部	令和3年3月31日

長野市	平成30年度から令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	鬼無里の一部	令和3年3月31日
長野市	平成29年度から平成30年度まで	地籍簿及び地籍図	大岡乙の一部	令和3年3月31日
長野市	平成30年度から令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	大岡乙の一部	令和3年3月31日
須坂市	平成27年度から令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	大字日滝の一部	令和3年3月31日
上高井郡高山村	平成29年度から平成30年度まで	地籍簿及び地籍図	大字中山の一部	令和3年3月31日

農地整備課

公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3年度において特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の特定調達契約をいい、建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）の締結が見込まれるため、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）等を次のように定めました。

なお、長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）に基づき、既に令和4年3月31日までの競争入札参加資格を有すると認められた者は、この公告に基づく申請の必要はありません。

令和3年4月5日

長野県知事 阿部 守一

第1 特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類

令和3年度において、特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等（特例政令第2条第3号に規定する物品等という。）及び特定役務（特例政令第2条第4号のイに規定する特定役務をいう。）の種類は、次のとおりです。

- 1 物品等
 - 事務機器、機械・機器、車両、電気等
- 2 特定役務
 - 電気通信サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス等

第2 競争入札参加資格

1 競争入札参加資格の種類

(1) 競争入札参加資格は、次に掲げる契約の種類ごとに付与するものとします。

- ア 製造の請負
- イ 物件の買入れ
- ウ その他の契約

(2) 競争入札参加資格は、前号に掲げる契約の種類ごとに次に掲げる等級に区分するものとします。

- ア A（契約予定金額の制限なし）
- イ B（契約予定金額1,000万円未満）
- ウ C（契約予定金額300万円未満）

(3) 予算執行者は、前2号の規定にかかわらず、特に必要があるときは、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認めることができます。

2 競争入札参加資格の申請に必要な要件

競争入札参加資格の申請をすることができる者は、次の各号の全てに該当しない者でなければなりません。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの
- (3) 前号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（個人にあっては、都道府県税並びに消費税及び地方消費税並びに個人住民税を滞納している者）
- (5) 営業に関し、許可又は認可を必要とする場合においては、これを得ていない者
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴

力関係者

(7) 申請の日において、労働保険、厚生年金保険又は健康保険に加入していない者（加入義務のない者を除く。）

3 競争入札参加資格の審査

(1) 競争入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

ア 競争入札参加資格の申請をする日（以下この号において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度における年間売上高

イ 申請日直前における資本金（個人にあつては、元入金）の額

ウ 申請日までの営業年数

エ 申請日における事業に従事する従業員の数

オ 申請日直前の決算における流動比率

カ 申請日直前の決算における製造設備の額（製造の請負の競争入札参加資格の審査を申請する者に限る。）

キ 申請日における次の状況（長野県内に本店を有する者に限る。）

（ア）品質確保の状況

（イ）環境配慮の状況

（ウ）障がい者の雇用の状況

（エ）労働環境の状況

（オ）地域貢献の状況

(2) 競争入札参加資格の審査の方法は、長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する取扱要領（平成28年11月9日付け28契検第86号会計局長通知）に定めるところによります。

第3 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格登録日から令和4年3月31日までとします。

第4 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

第3の有効期間の更新を希望する者は、令和3年12月頃に令和4年度以降についての競争入札参加資格審査の公告を行う予定ですので、当該公告に基づき申請をしてください。

第5 競争入札参加資格の審査に関する書類を入手する方法

申請に必要な様式等及び申請の手引は、長野県公式ホームページ内の次のページからダウンロードしてください。また、第6第2項の場所においても入手できます。

1 令和元・2・3年度競争入札参加資格審査申請関係様式（製造・買入れ・その他）

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/documents/20192020sankashikaku_yoshiki.html

2 令和元・2・3年度長野県の競争入札参加資格（製造の請負・物件の買入れ・その他の契約）審査の申請の手引

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/documents/documents/0311-tebiki.pdf>

第6 競争入札参加資格の審査に係る申請の方法等

1 申請の方法及び申請書等の提出先

競争入札参加資格申請書（令和元・2・3年度用）に、必要な書類を添えて、郵送又は持参にて次項の場所に提出してください。なお、持参による受付は、長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時までです。

2 申請書等の提出先

〒381-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

3 申請の時期

随時受け付けます。

4 申請書等の作成に用いる言語等

(1) 日本語で記載してください。やむを得ない理由により外国語で記載する場合にあつては、日本語の訳文を添付してください。

(2) 外国の事業者にあつては、申請書等の金額欄は出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。

5 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格登録通知書を申請者に郵送することにより通知します。

契約・検査課

公告

北佐久郡川西土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年4月5日

長野県佐久地域振興局長 高橋 功

理事

新任

氏名	住所
小林 一夫	佐久市桑山835番地1
青木 正良	東御市御牧原533番地

退任

氏名	住所
碓氷 節雄	佐久市甲1027番地1
赤尾 拓	小諸市山浦566番地

監事

新任

氏名	住所
佐藤 光昭	佐久市伴野2328番地1
掛川 和彦	佐久市八幡1107番地

退任

氏名	住所
櫻井 司朗	佐久市甲1314番地
小宮山 洋一	東御市下之城460番地

農地整備課

公告

令和3年3月26日、大田市土地改良区の定款変更を認可しました。

令和3年4月5日

長野県北アルプス地域振興局長 滝沢 弘

農地整備課

公告

令和3年3月26日、北安曇郡池田町土地改良区の定款附属書総代選挙規程及び役員選挙規程の変更を認可しました。

令和3年4月5日

長野県北アルプス地域振興局長 滝沢 弘

農地整備課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和3年4月5日

長野県公安委員会

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の対象者
受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和3年6月1日(火)から令和3年6月10日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和3年6月1日(火)午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 4階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

25名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

- (ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
- (イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。
- (エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和3年4月26日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

- ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し
- ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し
- オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和3年5月17日(月)から令和3年5月21日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(47,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

- (1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。
- (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。
- (4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和3年4月5日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和3年6月4日(金)から令和3年6月10日(木)まで(土曜日及び日曜日)を除く。の5日間	午前9時30分から午後5時まで(令和3年6月4日(金)は、午後1時10分から午後5時まで)

(注) 講習の受付時間は、令和3年6月4日(金)午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 4階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手續

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和3年4月27日(火)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和3年5月17日(月)から令和3年5月21日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(23,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課